処分基準(公表用)

様式第4号

		人力至于(五五)			18/20/11/1
			<u>所</u>	管部 (局)・課	水産課
法令名 佐賀県漁港管理条			法令番号	昭和48年条例第16号	
手続名	過料		根拠条項	第18条	
また、処分別的的な取扱 処分 基準	の程度については、処分いとならないこと等を	等の観点から命令を発しなかったとき分の原因となって違反等と処分の程度勘案して判断する。			
		農林事務所	を付 農林事務所 と関		目次 No.